**景品表示法に関する説明会（10/3）　チェックテスト解答**

①ある事業者が実施した表示が景品表示法上問題のあるものであったが、

第三者に表示内容の作成を委ねた場合は、事業者ではなく第三者が処分の対象となる。

正解✖：第三者に表示内容を委ねた場合であっても、事業者が行う表示とみなされ、

処分の対象となる。（第三者は処分の対象にならない。）

②SNS投稿等において、広告である旨の記載が少しでもどこかに書かれていれば、

ステルスマーケティング規制の対象となることは一切ない。

正解✖：広告である旨の記載が書かれている場合であっても、広告である旨の記載が　小さく書かれている場合などは、ステルスマーケティング規制の対象となる場合がある。

③第三者が口コミ等を投稿する場合において、

事業者が第三者に対して、その投稿を明示的に依頼・指示していない場合は、

ステルスマーケティング規制の対象となることは一切ない。

正解✖：事業者が、第三者に対して表示の内容を明示的に依頼・指示していなくても、第三者との関係性(例えば、具体的なやり取りの内容、表示に対する対価の内容、当該対価の提供理由、過去の取引関係の有無等)を踏まえ、表示内容の決定に関与していると判断される場合がある。この場合は、「事業者の表示」であることが明瞭となるような記載がなければ、ステルスマーケティング規制の対象となる場合がある。

御協力ありがとうございました